

各位

全3ページ  
登録速報(2021-095)  
2021年 3月24日  
クミアイ化学工業株式会社  
企画普及部普及課

## 登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2021年 3月24日

### 記

#### 1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号 第 16590 号  
名 称 クミアイアグロスリン乳剤

#### 2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項「適用病害虫の範囲及び使用方法」を以下のとおり変更し、別紙のとおりとする。

- ・作物名「とうもろこし」および「すいか」の適用病害虫名「アブラムシ類」の希釈倍数「2000倍」を「1000～2000倍」に変更する。
- ・作物名「たまねぎ」の使用法「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更する。
- ・作物名「かんきつ」の適用病害虫名「コアオハナムグリ」、「ケシキスイ類」および「カメムシ類」の希釈倍数「2000倍」を「1000～2000倍」に変更する。
- ・作物名「キウイフルーツ」の希釈倍数「1000～2000倍」に適用病害虫名「キクビスカシバ」を追加する。
- ・作物名「キウイフルーツ」の適用病害虫名「キウイヒメヨコバイ」および「カメムシ類」の希釈倍数「2000倍」を「1000～2000倍」に変更する。
- ・作物名「さかき」に適用病害虫名「サカキブチヒメヨコバイ」を追加する。

#### 3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」及び第10項「水産動植物に有毒な農薬については、その旨」中の「無人ヘリコプター」を「無人航空機」に変更し、別紙のとおりとする。

## 別紙

## 【変更部分】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シ®ルトリンを含む農薬の総使用回数
<u>とうもろこし</u>	アノメイカ® アブ®ラムシ類	1000~ 2000倍	100~300 L/10a	収穫7日前 まで	3回以内	散布	3回以内
	アヲヨトウ	1000倍					
<u>すいか</u>	アブ®ラムシ類 ミナキイロアザ®ミウマ	1000~ 2000倍	2.4L/10a	収穫前日 まで	5回以内	無人航空機 による散布	5回以内
<u>たまねぎ</u>	アザ®ミウマ類 シロイモシ®ヨトウ ネキ®ハモク®リハ®エ	2000倍					
<u>かんきつ</u>	アザ®ミウマ類 シロイモシ®ヨトウ	48倍	200~700 L/10a	収穫7日前 まで	3回以内	散布	3回以内
	チャノキイロアザ®ミウマ ミカンハモク®リガ アブ®ラムシ類 コアオハナムグ®リ ケシキスイ類 カメムシ類	1000~ 2000倍					
<u>キウイフルーツ</u>	キイロマイコカ® キクヒ®スカシハ® キウヒメヨコハ®イ カメムシ類						
<u>さかき</u>	アブ®ラムシ類 サカキア®チヒメヨコハ®イ	2000倍		発生初期	6回以内		6回以内

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) ボルドー液と混用する場合は使用直前に混合すること。
- (3) ねぎのシロイチモジヨトウに散布する場合は、食入前の若令幼虫期に散布すること。
- (4) 本剤のかんきつでの散布は、場合によりハダニ類が増えることがあるので注意すること。
- (5) 本剤を**無人航空機**による散布に使用する場合には次の注意を守ること。
  - ①散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
  - ②散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
  - ③散布中薬液の漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- (6) 蚕に長期間毒性があるので、散布された薬剤が飛散し、桑に付着するおそれのある場所では使用しないこと。
- (7) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
  - ①ミツバチの巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
  - ②受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
  - ③関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- (8) 本剤で処理したえんばくの種子は食用及び飼料用には用いないこと。
- (9) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (10) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意し、とくに初めて使用する場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

【変更後】

10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- (1) 水産動植物（魚類）に強い影響を及ぼすおそれがあるので、河川、湖沼及び海域等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。  
養殖池周辺での使用はさけること。
- (2) 水産動植物（甲殻類）に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (3) **無人航空機**による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (4) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上